

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

新十津川町

1 促進計画の区域

別紙地図に記載のとおりとする。

2 促進計画の目標

1. 新十津川町全域

(1) 現況

本町は、空知管内の中心部、樺戸郡の北端、石狩川の右岸に位置し、東は石狩川を隔てて、滝川市、砂川市及び奈井江町と相對し、西はピンネシリ山脈をもって当別町、増毛山地によって石狩市に接し、北は尾白利加川で雨竜町と、南は樺戸境川を境に浦臼町と接している東西35km、南北30km、総面積495.47km²の農業を基幹産業とする町である。

本町の農業は、石狩川及び徳富川流域の地味肥沃な平野部や丘陵地等恵まれた土地資源を活かして、稲作を主体とした農業振興を図っている。

今後は、国際化に耐え得る水田農業の体質強化を図るため、農畜産物の需給動向に配慮しつつ、水稻、麦、大豆等の土地利用型作物とピンネ農業協同組合が重点振興作物として位置付けるミニトマト・インゲン等の収益性の高い労働集約型作物を適切に組み合わせた合理的な土地利用を図り、農業所得の拡大に努める。

稲作を主体とする地域では、行政による生産数量目標の配分が廃止となり、地域が主体的に需要に応じた生産を行うとともに、消費者や実需者のニーズに的確に対応した安全・安心、良質な農産物の生産・販売が求められている。

また、農産物の安定生産のために、品種・技術開発や農業生産基盤整備を行うなど自然災害に強い農業の構築が求められている。

本地域は、経営規模の拡大が進む一方、農業者の減少、高齢化が進んでおり、スマート農業機械の導入支援による担い手農家の負担軽減を図るとともに、農業用排水施設、農道の保全管理や農用地の保全に関する取組に要する担い手農家の負担を軽減することが必要となっている。

(2) 目標

(1) を踏まえ、本地域では、農地や農業用水等の資源の良好な保全と質的向上を図り、中山間地域等における農業生産条件に関する不利を補正するための支援を通して、多面的機能を確保するとともに、農業分野においても地球温暖化防止や生物多様性保全に積極的に貢献し、より環境保全に効果の高い営農活動の普及推進を図るため、農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成26年法律第78

号。以下「法」という。) 第3条第3項第1号から第3号に掲げる事業の推進により、多面的機能の発揮を促進することを目標とする。

3 法第6条第2項第1号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項

	実施を推進する区域	実施を推進する事業
①	新十津川町全域	法第3条第3項第1号に掲げる事業、同項第2号に掲げる事業及び同項第3号に掲げる事業
②		
③		

4 法第6条第2項第1号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあっては、その区域

設定しない。

5 その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項

(1) 対象農用地の基準

ア 対象地域及び対象農用地の指定

交付金の対象地域及び対象農用地については、次の(ア)の指定地域のうち(イ)の要件を満たす農振農用地区域内の農用地であって、1ha以上の一団の農用地とする。ただし、連担部分が1ha未満の団地であっても、集落協定に基づく農用地の保全に向けた共同取組活動が行われる複数の団地の合計面積が1ha以上であるときは、対象とする。また、連担している農用地でも傾斜等が異なる農用地で構成される場合には、一部農用地を指定することができる。

更に、一団の農用地において、田と田以外が混在し、すべてが田の傾斜基準を満たしている場合においては、当該一団の農用地について、協定の対象となる農用地とすることができる。ただし、交付金の対象となる農用地は、田のみとする。なお、畦畔及び法面も農用地面積に加える。

(ア) 対象地域

新十津川町全域 (過疎地域、振興山村地域、特定農山村地域)

(イ) 対象農用地

a 急傾斜農用地については、田1/20以上、畑15度以上。勾配は、団地の主傾斜により判定を行い、団地の一部が当該主傾斜を下回っても、当該主傾斜が傾斜基準を満たす場合には交付金の対象とする。

b 市町村長の判断によるもの

緩傾斜農用地については、勾配が田で1/100以上1/20未満、畑で8度以上15度未満をすべて対象。

勾配は、団地の主傾斜により判定を行い、団地の一部が当該主傾斜を下回っても、当該主傾斜が傾斜基準を満たす場合には交付金の対象とする。

(2) 対象者

認定農業者に準ずる者として町が認定する者は、次のとおりである。

ア 年間農業従事日数が150日以上 of 基幹的農業従事者を有している経営体

イ 町の平均経営規模以上の経営体

ウ 農業所得が百万円以上の経営体

(3) その他必要な事項

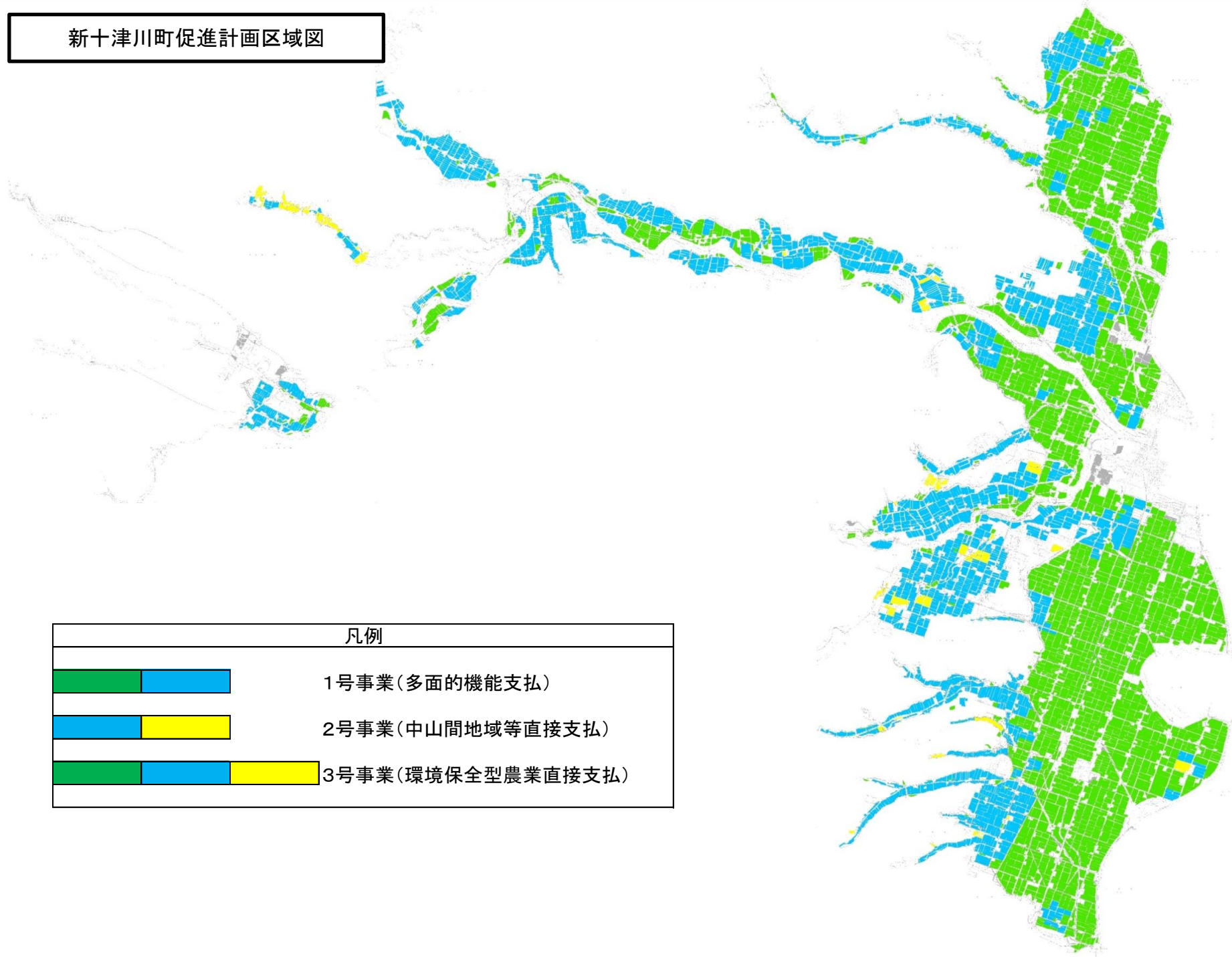
土地改良事業の概要




事業名	地区名	主要工事概要	予定工期	集落名	
農地整備事業(経営体 育成型)	新北部	整地	261.9	H21~H30	大和 里見
		用排	53,700		
		暗渠	329.5		
	新南部	整地	112.2	H21~H29	北花月・南花月 上総進
用排		27,300			
暗渠		189.6			
新西部	整地	81.9	H21~H30	学園 吉野幌加	
	用排	29,800			
	暗渠	106.4			
突出	整地	29.2		東花月	
	暗渠	34.9			
農地整備事業(中山 間地域型)	日進第1	整地	94.4		上総進
用排	51,000				
暗渠	99.4				
農業基盤整備促進事 業	新十津川1	整地	15.7	H27~H28	総進・弥生・花月
		暗渠	16.6		
	新十津川2	整地	30.9	H29~R1	花月・弥生・吉沢
		暗渠	64.2		
農地耕作条件改善事 業	総進弥生	整地	7.8	H27	総進・文京
		暗渠	36.5		
	花月弥生	整地	12.8	H29	花月・弥生

農業生産条件の強化に必要な工種

工 種	作 業 内 容
ほ場整備	区画整理 畦畔の造成 心土破碎 客土・土壌改良材の投入
	暗渠排水 弾丸暗渠等の簡易な暗渠排水の敷設
水路工	水路工 現場施工による用排水路の敷設 水路（コンクリート2次製品）の設置
道路工	道路工 農道の新設・拡幅 農道の敷砂利舗装、コンクリート舗装

新十津川町促進計画区域図



凡例	
	1号事業(多面的機能支払)
	2号事業(中山間地域等直接支払)
	3号事業(環境保全型農業直接支払)

凡例



1号事業(多面的機能支払)



2号事業(中山間地域等直接支払)



3号事業(環境保全型農業直接支払)